

消費者行政新組織について、昨日の与野党協議で、下記の通り修正合意いたしましたので、ご報告致します。

民主党 人権・消費者調査会長 仙谷 由人

消費者行政新組織に関する与野党協議での修正合意事項

**消費者庁**

1. 設置法第3条(任務)に消費者の権利を明記する。

**消費者政策委員会**

2. 消費者政策委員会は「消費者委員会」とし、消費者庁設置法を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に修正する。(設置法6条1項)
3. 委員長及び委員は独立して職権行使する旨を規定し、委員は10名以内とする。(設置法7条)
4. 委員会の権限強化として、各大臣等に対する報告徴求、資料提出要求を規定。(設置法8条)
5. 内閣総理大臣等に対する勧告・建議を規定する。
6. 委員長や委員はすべて民間から登用する。(運用)
7. 事務局長他必要な職員は民間から登用する。(運用)
8. 積極的情報開示を記す。(安全法4条3項)

**消費者安全法**

9. 消費者教育に言及する。(安全法4条6項)
10. 情報の集約・分析結果の公表は、「結果の概要」ではなく「結果(そのもの)」とする。(13条3項)
11. 国会報告を定める。(13条4項)
12. 関係行政機関の協力を、「その他必要な協力」の表現を加える。(14条1項)
13. 消費者庁設置法第5条も上記と併せる。

**消費者政策担当大臣**

14. 担当大臣の事務規定について内閣府設置法第4条第1項に規定し、勧告権限が発動しやすくする。

**附則で書き加える事項**

15. 所管法律と体制整備について施行3年以内の見直しを附則で加える。
16. 地方消費生活センターの位置づけ、および人員配置や国の支援のあり方を3年以内に法改正を含めて全般的に検討する。
17. 適格消費者団体に対する支援のあり方について、3年以内に見直し。
18. 多数の被害者に対する不当な収益はく奪、加害者の財産散逸防止などを3年を目途に検討し、必要な措置を講ずる。
19. 財産被害を含め、重大事故の範囲について3年以内に検討。
20. 消費者委員会の委員について、2年以内の常勤化をはかることを検討する。

**与野党合意事項**

21. 初代の消費者委員会の委員の3人以内について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的に措置も行う。
22. 今回の補正予算により新たに上積みされる基金について、人件費に充て、交付要綱で手厚くする。また、今後3年程度で国の支援のあり方や相談員の配置・処遇等についても検討を行う。

ホームページも是非ご覧下さい。URL: [www.dpj.or.jp](http://www.dpj.or.jp)

ご意見等メールあて先: [sengoku@nmt.ne.jp](mailto:sengoku@nmt.ne.jp)

当ニュースに関するお問い合わせは以下へご連絡ください。  
衆議院 仙谷由人事務所 (担当:おとい) 電話03-3508-7235  
衆議院 小川淳也事務所 (担当:加藤) 電話03-3508-7621  
民主党本部 政策調査会 電話03-3581-3111(内線5966~5969)